



13. 0～2歳児（保育認定）の保育料基準額表

原則として、父母の市民税所得割額の合計額に基づく階層区分により、保育料を決定します。保育料のほかに、施設が定める実費徴収費用については、施設ごとに異なります。

※保育料算定に必要となる市民税所得割額については、個人情報のため電話及び窓口ではお伝えできません。そのため、勤務先から配付された「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書」等をご覧ください。市民窓口センターにて世帯の所得課税証明書を取得し、確認してください。

0～2歳児（保育認定）の保育料基準額表

(単位：円)

階 層 区 分		0～2歳児	
		標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C1	市民税均等割世帯	14,000	13,700
C2	市民税所得割 48,600 円未満	17,000	16,700
D1	市民税所得割 64,700 円未満	22,000	21,600
D2	市民税所得割 80,800 円未満	26,000	25,500
D3	市民税所得割 97,000 円未満	28,000	27,500
D4	市民税所得割 121,000 円未満	31,000	30,400
D5	市民税所得割 145,000 円未満	37,000	36,300
D6	市民税所得割 169,000 円未満	42,000	41,200
D7	市民税所得割 235,000 円未満	47,000	46,200
D8	市民税所得割 301,000 円未満	54,000	53,000
D9	市民税所得割 397,000 円未満	57,000	56,000
D10	市民税所得割 397,000 円以上	57,000	56,000

軽減措置

〇多子軽減

小学校就学前の範囲で、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とします。

ただし、一般世帯のうちC1・C2及びD1階層のうち市民税所得割57,700円未満の世帯について（ひとり親世帯等についてはC1・C2・D1及びD2階層のうち市民税所得割77,101円未満の世帯について）は、多子判定における年齢制限が撤廃され^(※1)、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。

【四国中央市独自の多子軽減】

生計を一にする18歳（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子）以下の児童が4人以上いる世帯で、年長者から数えて4人目以降の児童についても0円となります。

〇ひとり親世帯等^(※2)の軽減

C1・C2・D1及びD2階層のうち市民税所得割77,101円未満の世帯については、標準時間の場合5,000円、短時間の場合4,900円とし、2人目以降は0円とします。

※1 学業等のため別居しているお子さまで、入所申込書に同居家族として申し出ていない場合は、書類による申し出が必要です。

※2 「ひとり親世帯等」とは、母子世帯、父子世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯等をいいます。